

(あて先) 八尾市長

## 誓約書（固定型）

八尾市から緊急通報システム装置の設置貸与を受けて使用するにあたり、下記の事項を理解し、利用します。

1. 八尾市より貸与された装置一式を適切な管理のもとに使用するほか、他の目的には使用いたしません。  
貸与物件：固定型緊急通報システム装置一式  
(本体、ペンダント式押しボタン、火災報知器)
2. 貸与された装置一式を棄損若しくは紛失した場合は、実費弁償いたします。
3. 住居の鍵を1組複製し、八尾市より緊急通報システム事業の実施を委託された事業者  
に預託し、緊急通報時にはその預託した鍵により住居内に許可なく入室することを承  
諾するとともに、そうした事態に適切に対応することを承諾いたします。なお、預か  
り鍵の取り扱いについては、裏面の事項に同意いたします。
4. 緊急事態発生時に、その対応のため、住居等の一部に破損等が生じた場合は、その修  
復について八尾市並びに業務を委託された事業者に対して、損害賠償等一切の責任を  
問いません。
5. 自身が長期入院、施設入所、転居転出等の場合や、協力者、緊急連絡先の届出内容に  
変更が生じた場合は、すぐに八尾市へ連絡いたします。
6. 八尾市緊急通報システム事業は、NTTアナログ電話回線の利用が前提であることと、  
それ以外の電話回線を利用する場合は、停電時やシステム点検等で不通報や音声不良  
等の不具合が発生し、通常の緊急通報システムサービスが提供されないことがあるこ  
とを十分理解した上で利用します。
7. NTTアナログ電話回線以外の電話回線を利用したことにより生じた不具合を原因  
とする苦情または損害賠償を八尾市及び業務を委託された事業者に対し、一切申し立  
てません。
8. 利用する電話回線を変更する場合は、八尾市へ連絡いたします。

令和 年 月 日

住所

---

氏名

---

※決定通知書送付時に、こちらのコピーを本人控として一緒に送付いたしますので、  
ご一読の上保管していただきますようお願いいたします。

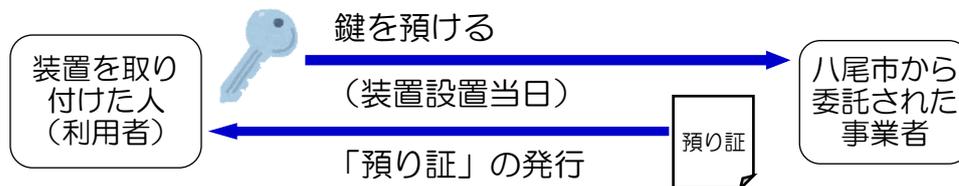
〈裏面もお読みください〉

## 誓約書の詳細について

### <八尾市緊急通報システム「預かり鍵」の取り扱いについて>

#### 1. 鍵の預かりについて

合鍵は、ご自宅に装置を取り付ける日に八尾市から委託された事業者がお預かりし、引き換えに「預り証」をお渡しします。お預かりした鍵は事業者が責任を持って厳重に保管いたします。



#### 2. 預かり鍵を事業者が使用する場合は以下のとおり

- ①緊急ボタンを押して救急要請等を行ったが、施錠されており事業者が入室できない場合
- ②緊急ボタンを押したが、発声できない状態で、事業者が安否確認できない場合
- ③誤って緊急ボタンを押したことに気づかず、事業者からの安否確認の電話や訪問にも応答が無い場合

#### 3. 緊急通報目的以外の個人的な理由による解錠依頼には応じません

利用者が鍵を紛失する等、「緊急通報の目的以外の個人的な理由」による解錠の依頼には一切応じませんのであらかじめご了承ください。これは、親族等第三者からの解錠依頼についても同様とします。

#### 4. 解約時の預かり鍵の取り扱いについて

利用者もしくはご親族に連絡が取れない等、所在不明で鍵が返却できない場合は事業者で処分いたします。

### <火災報知器の設置について>

緊急通報システムと合わせて、火災報知器の設置も行います。設置の際には、天井または柱等にビス穴を開けます。

### <設置できない電話回線について>

- ◎ 050で始まる電話
- ◎ ビジネスフォン
- ◎ ピンク色の公衆電話（着信できるもの）
- ◎ 公衆電話
- ◎ KDDI ホームプラス
- ◎ Softbank おうちのでんわ, Softbank Air

### <NTTアナログ回線以外の電話回線を利用する場合のお願い>

- ◎ 停電時は使用できません  
一部のモデムやルーターは停電復旧後に手動でスイッチを入れなおす必要があります。
- ◎ 業者（プロバイダー）によるインターネット工事やメンテナンス時は使用できません。
- ◎ 緊急通報の通信に時間がかかることがあります。
- ◎ 緊急通報の通話に雑音が入る場合があります。
- ◎ 固定電話の通話に雑音が入る場合があります。
- ◎ インターネットの通信が遅くなる場合があります。